

NHK ニュース 首都圏

## 埼玉県 水源地の条例を制定へ

外国資本が日本の森林を買収する動きが続く中、埼玉県は荒川の水源地にあたる県西部の土地の取引について、事前の届け出を義務づける新たな条例を定める方針を固めました。こうした条例は北海道の町村などで定められていますが、都道府県レベルでは初めてのことです。

埼玉県には県や東京都などが水道水として利用している荒川の水源地となっている秩父地方の森林が広がっており、埼玉県はこの地域の森林が外国資本に買収されるのを防ぐため、新たな条例を定める方針を固めました。

条例では、森林の所有者に対し土地の取り引きをする際は契約の30日前までに、取引先の名前と面積、使用目的を県に届け出ることを義務づけ、虚偽の届け出をしたり無届けの場合は改善を勧告し、従わない場合は名前の公表も検討するとしています。

条例の対象地域は、秩父市や飯能市など県全体の3分の1にあたる県西部の18市町村の森林などになるということです。

埼玉県の上田清司知事は「外国企業が水ビジネスを行うのは現実的には難しいと思うが、水源地を守ってくれる会社とそうでない会社を区別する必要はある。条例をきっかけに、土地の所有者に水源地は県民の共通財産であるという認識を持ってほしい」と話しています。

埼玉県は今年20日に始まる県議会に条例案を提出し、成立した場合はおよそ半年間の周知期間を設けた上で、10月から届け出を義務づけることにしています。

埼玉県秩父市大滝地区のミネラルウォーターの製造業者は、自ら所有する山林を水源とする沢のわき水を採集して加熱処理してペットボトルに詰め、首都圏などに向けて出荷しています。この業者は標高500メートルから700メートル付近に70ヘクタールの山林を所有していて、沢から1時間当たり6トンの水を採集しているということです。

埼玉県の方針について業者の内藤貫治社長は、「2年ほど前、外国企業の買収の動きがないか県から問い合わせがあったが、いまのところそうした動きは聞いていません。森林の買収について実感はありませんが、都市部への水源でもあるこの山林を守っていきたい」と話していました。

林野庁によりますと、おとしまでの5年間に、外国の個人や法人が日本の森林を買収した例は、北海道や神奈川県など5つの道と県で40件、あわせて620ヘクタールにのぼっています。内訳は北海道がもっとも多く、倶知安町など36件で604ヘクタール、山形県が1件で10ヘクタール、長野県が1件で3ヘクタール、兵庫県が1件で2ヘクタール、神奈川県が1件で0.6ヘクタールとなっています。

買収した個人や法人などを国や地域別に見ますと、中国の香港が17件でもっとも多く、イギリ

ス領ヴァージン諸島、シンガポール、アメリカがそれぞれ5件、オーストラリアが3件、台湾、インドネシアイス、ギリシャニュージーランドがそれぞれ1件となっています。

林野庁によりますと、利用目的は別荘や販売、資産保有などとなっていて、水資源の活用が目的とはされていませんが、実際にどのように利用しているかは調べていないということです。

土地制度の改革に詳しい東京財団の吉原祥子研究員は「高齢化や過疎化などの影響で採算のとれない山林を手放す人が多い一方、海外の投資家にとっては価格が安いうえ、水などの資源が豊富な森林は投資に適している。しかし森林は個人の所有とはいえ公共性の高いものなので、不透明な取引に歯止めをかけるために条例などで管理する仕組みを作り、行政が守るべきところは守って行かなくてはいけない」と話しています。

水資源をめぐるビジネスに詳しい、元国連環境審議官で千葉工業大学非常勤講師の吉村和就さんは、「日本の山林は、とても良い水源地だが、日本には、外国人が土地を買ってはいけないという法律がなく、外国人でも土地を持てば、地下水を自由に使うことができる。埼玉県には、利根川や荒川、それに渡良瀬川と、首都圏を支える水源が集まっているので、埼玉県が、地下水を保全することは、首都圏全体の利益になる」と話していました。

02月07日 18時11分